

知らなかったでは済まされない

建設業の技術者制度

終

技術者の工事現場配置の運用パターン

木田社会保険労務士事務所 所長

木田 修

技術者の工事現場への配置についてはさまざまな条件が付されていますが、次のような運用パターンがありますので、そのいくつかの概要を紹介します。

技術者の途中交替

主任技術者や監理技術者の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工を阻害するおそれがあるため、慎重かつ必要最小限に止めなければなりません。

工期の途中でやむを得ない理由により技術者を交代させる場合は、交代の時期を工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後の主任技術者または監理技術者の技術力が同等以上に確保され

ることが必要で、工事の規模、難易度等に応じて一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置により、工事の継続性、品質の確保等に支障が生じないように配慮すべきです。

なお、技術者の途中交代が認められるのは、図表1のような場合とされています。

技術者の専任を要しない期間

公共性のある重要な工事の施工現場に配置しなければならない主任技術者または監理技術者は、直接的・恒常的な雇用関係にある者で、それぞれの工事ごとに専任の者でなければなりません。図表2に

図表1 技術者の途中交代が認められる例

- ① 技術者の死亡、負傷、退職など、真にやむを得ない事情があるとき
- ② 受注者の責によらない事由により、工事の中止または工事内容の大幅な変更により工期が延長されたとき
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ④ ダム、トンネル等の大規模な工事で、1つの契約が多年に及ぶ場合

図表2 現場への専任を要しない期間

- ① 工事現場への立入調査や施工計画の立案段階で工事準備に未着手である期間
- ② 工事の完成検査が終了し事務手続きのみが残っている期間
- ③ 工事を一時中止している場合その他これに類する期間
- ④ 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間
- ⑤ 橋梁工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合、当該工場製作のみが稼働している期間

図表3 技術者の配置で配慮すべきこと

- ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し各構成員の適正な配置人数を確保すること
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること

図表4 建設業の許可を必要としない軽微な工事

- 工事1件の請負代金の額が建築工事一式にあつては1,500万円に満たない工事または延面積が150m²に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事

掲げる期間については必ずしも専任を要しないとされています。したがって、これらの工事に係る主任技術者または監理技術者は、専任を要しない期間は職務を適正に遂行できる範囲において、他の工事現場の技術者を兼ねることができます。

共同企業体と技術者の配置

共同企業体による建設工事が円滑で効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に施工現場に配置し、共同施工の体制を確保しなければなりません。

また、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模、内容等に応じ適正に決定される必要があります。

このため、編成表の作成、技術者等の配置にあつては、図表3の事項に配慮する必要があります。

一式工事と専門技術者の配置

土木一式工事または建築一式工事の許可を受けた建設業者は、それぞれの一式工事に含まれる専門工事を合わせて請け負うことができますが、その場合、専門工事を自ら施工するためには、その専門工事を行うために必要な資格のある技術者を配置するか、または同等の資格のある専門の技術者を配置しなければなりません。

専門技術者が自社にいない場合には、その専門工事を施工するために必要な建設業の許可のある建設業者に工事を施工させなければなりません。

軽微な工事と技術者の配置

建設業法では、専門工事や附帯工事の請負代金が建設業の許可を必要としない軽微なものについてまで技術者の配置を求めていますので、軽微な工事については専門技術者の配置義務はないといえるでしょう（図表4）。

しかし、建設工事は工事現場の技術上の管理をつかさどる技術者を欠いて施工することは不可能であり、主任技術者の資格水準がいわば最低条件とされています。このことから軽微な建設工事についても主任技術者等の配置が望ましいとされています。

現場代理人の技術者兼任

現場代理人は、請負契約の適格な履行を確保するため工事現場の取締りのほか、工事施工および契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして、工事現場に置かれる請負代理人であり、主任技術者や監理技術者とは役割を異にするものです。

現場代理人がこれらの技術者を兼務することは、法律上制限されていません。このことから、主任技術者や監理技術者が現場代理人を兼ねても、工事の施工に支障がない限り問題はないとされています。